

強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>強くしなやかな食品産業づくり事業補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">〔 令和元年 9 月 18 日付け 〕 〔 ブランド第 266 号 〕</p> <p>第 1 条～第 4 条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（事業採択の申請等）</p> <p>第 5 条 事業実施主体は、この要綱の規定により補助事業を実施しようとするときは、自らが支援を受けようとする支援機関の同意を得た上で、様式第 1 号の事業採択申請書、様式第 2 号の事業実施計画書及び関係書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定により提出された事業実施計画書等に基づき、別に定めるところにより書面及び事業実施主体のプレゼンテーションによる審査を行う。</p> <p>3 知事は、前項の審査による評価を踏まえ、事業実施主体と協議し、事業の実施を適当と認める場合は、これを<u>採択する</u>ものとする。</p> <p style="text-align: center;">（補助金の交付申請）</p> <p>第 6 条 前条第 3 項の規定による<u>採択</u>を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 3 号の補助金交付申請書及び関係書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（補助金の交付決定）</p> <p>第 7 条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は<u>不交付</u>の決定を行い、様式第 4 号により事業実施主体にその旨を通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔削る〕</p>	<p>第 1 条～第 4 条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">（事業採択の申請等）</p> <p>第 5 条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 知事は、前項の審査による評価を踏まえ、事業実施主体と協議し、事業の実施を適当と認める場合は、これを<u>内諾する</u>ものとする。</p> <p style="text-align: center;">（補助金の交付申請）</p> <p>第 6 条 前条第 3 項の規定による<u>内諾</u>を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 3 号の補助金交付申請書及び関係書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（補助金の交付決定）</p> <p>第 7 条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は<u>事業の不採択</u>の決定を行い、様式第 4 号により事業実施主体にその旨を通知するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定による交付決定をもって事業の採択とする。</u></p>

第8条～第21条〔略〕

附 則〔略〕

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付決定を受けた補助事業に係る別表に定める事業の要件及び補助上限額については、なお従前の例による。

別表

〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実施年度から起算して5年度以内のいずれかの年度における県産原材料調達額の見込額（※1、※2）と、補助事業実施年度の前年度における県産原材料調達額とを比較した額（以下「調達増加見込額」という。）が3,000千円以上となるものであること。 ※1 補助事業実施の効果によるものに限る。 ※2 _____事業実施主体自ら及び事業実施主体若しくは事業実施主体の役員がその役員となっている法人又は団体からの調達に係るものを除くものとする。 ・事業実施主体自らが支援機関又は専門家のアドバイスにより県産原材料調達額及び販路の拡大等に係る計画（様式第2号のとおり。）を策定し、かつ、その計画を実行で

第8条～第21条〔略〕

附 則〔略〕

別表

〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕
事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実施の効果として、補助事業実施年度から起算して5年以内の期間における事業実施主体による県産原材料の調達額が、補助事業実施年度の前年度に比べ概ね10,000千円/年以上増加することが見込まれるものであること。 ただし、当該調達額の算出に当たっては、事業実施主体自ら及び事業実施主体若しくは事業実施主体の役員がその役員となっている法人又は団体からの調達に係るものを除くものとする。 ・事業実施主体自らが支援機関又は専門家のアドバイスにより県産原材料調達額及び販路の拡大等に係る計画（様式第2号のとおり。）を策定し、かつ、その計画を実行で

	<p>きるものとみなされるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条に規定する支援機関等による支援が適切に行われるものであること。 		<p>きるものとみなされるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条に規定する支援機関等による支援が適切に行われるものであること。
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
補助上限額	<p><u>調達増加見込額（最大となる年度に限る。）と同額</u></p> <p><u>ただし、当該調達増加見込額が10,000千円以上となる場合は、10,000千円</u></p>	補助上限額	<u>1事業あたり10,000千円</u>
補助下限額	_____1,000千円	補助下限額	<u>1事業あたり1,000千円</u>